



平成 2 0 年 第 2 回
豊 頃 町 議 会 定 例 会 会 議 録



自 平成 2 0 年 6 月 1 8 日

至 平成 2 0 年 6 月 2 4 日

豊 頃 町 議 会

平成20年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成20年 6月18日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第2号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第1号	繰越明許費繰越計算書について （平成19年度豊頃町一般会計予算）
日程第 5	報告第2号	専決処分した損害賠償額の決定について
日程第 6	議案第39号	平成20年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第40号	平成20年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第41号	平成20年度豊頃町老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第42号	平成20年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第43号	平成20年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第11		陳情の委員会付託
日程第12		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番	藤田博規君	2番	松崎政利君
3番	菅谷誠君	4番	森一彦君
5番	大崎英樹君	6番	大谷友則君
7番	長谷川勝夫君	8番	津久井精一君
9番	小野木英毅君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	宮口孝君
副	町	長 石田貢君
教	育	委員 長 村中健吉君

教 育 長	菅 原 裕 一 君
農 業 委 員 會 長	竹 下 昌 德 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
總 務 課 長	熊 野 幸 雄 君
會 計 管 理 者 兼 長	吉 村 進 君
出 納 稅 務 課 長	田 中 啓 喜 君
地 域 住 民 課 長	和 田 宏 樹 君
福 祉 課 長	金 川 正 次 君
產 業 課 長	石 塚 周 二 君
施 設 課 長	山 本 芳 博 君
教 育 委 員 會 教 育 課 長	友 重 誠 一 君
農 業 委 員 會 事 務 局 長	

◎議会議務局職員

事 務 局 長	佐 藤 潤 君
庶 務 係 長	渡 辺 良 英 君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成20年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に「諸般の報告」を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
佐藤事務局長。
- 佐藤事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。
次に、監査委員より、平成20年3月から6月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。
報告書は、お手元に配布のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。
以上です。
- 小野木議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に町長から「行政報告」の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 第2回定例会の行政報告を申し上げます。
第4次豊頃町総合開発計画等の策定についてであります。
本町の町づくりの指針となります第3次豊頃町総合開発計画の計画期間が平成21年度をもって終了することから、過日、副町長、教育長、各課長により構成する策定委員会と、各課長補佐による策定準備会等を設置し、平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間とする第4次総合開発計画の策定作業に着手したところであります。
今後、町民参加による町づくりを進めるために「ふれ愛タウン推進会議」においてご審議いただくほか、町民アンケートや各産業団体、地域づくり団体等との意見交換を行うなど、広く町民の皆様から意見や提言をいただき、平成21年12月開催予定の町議会定例会への提案を目途に策定作業を進めてまいります。
計画策定にあたりましては、これまでの町づくり施策や指針を継承するとともに、国や北海道などの計画との整合性を図り、町民ニーズや本町の10年後の将来を見据えた実効性のある計画を策定してまいりたいと考えているところであります。
また、平成17年度にスタートいたしました「第4次豊頃町行政改革大綱」並びに「豊頃町過疎地域自立促進市町村計画」につきましても、総合開発計画と同じく平成

21年度をもって計画期間が終了することから、第4次豊頃町総合開発計画と整合性のある新大綱並びに新計画を平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間として策定し、行財政運営の効率化と自立促進に努めてまいります。

以上、行政報告を終わります。

●小野木議長 これでは行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番大谷友則議員及び7番長谷川勝夫議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6月25日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第2号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第2号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第2号。

議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成20年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成20年6月11日。

3、調査の経過。

(1) 平成20年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成20年6月10日招集告示のあった平成20年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月11日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 平成20年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6月25日を会期最終日とすることとして日

程を調整した。

イ、一般質問の通告期限は、6月18日午後5時とした。

ウ、陳情書の取扱いについては、平成20年第1回定例会閉会後に受理したものは9件であり本町議会の運営基準に基づき所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの1件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの4件とし、その他の4件については議員配布に留まるべきとした。

エ、付託事件の審査等のための各常任委員会開催については定例会初日の6月18日に開催するように日程を調整した。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は、報告済みとします。

◎ 報告第1号

●小野木議長 日程第4 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 報告第1号。

平成19年度一般会計繰越明許費についてご説明申し上げます。

平成19年度豊頃町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を平成20年5月31日に調整いたしましたので地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙平成19年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書により報告いたします。

翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費につきましては、平成19年度一般会計予算第3号及び第5号において議決をいただいているところでありますが、繰越明許費の内容といたしまして、7款土木費、3項住宅費において、地域住宅交付金事業、8,857万5,000円、10款災害復旧費、3項林業施設災害復旧費において、現年発生補助災害復旧事業林業施設事業として、3,114万1,000円、合わせて1億1,971万6,000円を繰越明許費に係る歳出予算の経費といたしまして翌年度に繰り越して使用するものでありますのでご報告いたします。

以上であります。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は、報告済みとします。

◎ 報告第2号

●小野木議長 日程第5 報告第2号専決処分した損害賠償額の決定についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

和田福祉課長。

●和田福祉課長 報告第2号。

専決処分した損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

本件は、町職員が公用車を運転中に他の車両と衝突したことによる損害賠償額の決定であります。賠償額については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決事項であります。100万円以下の損害賠償額の決定については、町長の専決事項の指定に該当するものであるため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成20年5月19日専決処分しましたので同条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分書をご覧願います。

1、事故発生日時は、平成20年3月31日、午後5時15分頃。

2、事故発生場所は、道道旅来豊頃停車場線の茂岩栄町6番地地先で、町道下牛首別線との交点、町有茂岩独身住宅付近の交差点であります。

3、事故の概要は、公用車が天津方面から役場に帰庁するため走行中、堤防取付道路から町道下牛首別線に直進しようとする相手車両が道道に侵入の際、一時停止を怠り侵入したため公用車と衝突したものであります。

4、事故の相手方は、専決処分書記載のとおり町内の方であります。

5、損害賠償額は、9万3,970円で全額、町が加入している全国自治協会自動車損害共済で補填されます。

6、損害物件は、車両ホンダアコード及びガードフェンスです。なお、過失の割合は相手側が9割、町側が1割となっており、町は相手方車両損害額及び第3者損害額修理費これはガードパイプ修理費ですが、これらの1割を賠償するものであります。

以上、報告申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 質問させていただきますが、この専決処分はこれは事故発生後、今の説明では人災が無かったということは不幸中の幸いだと思うんですが、この専決処分書の、今、担当課長が説明したのはいいんですが、出来うれば、こういう今後についての説明書の中に、その発生箇所このことも図式していただきたいというふうに希望しますし、またその事についての考えもお聞きしたいと思いますし、その後のこの場所における状況というのは、だいたい想定するんですが、私も議案書を見せていただいてから現地へ行ってみましたが、非常に草丈が伸びております。そういう意味では、視界もやはり悪いのではないかなというところもありますし、これは一時停止を怠った者の方が圧倒的に、今、説明のとおり90%責任があるという説明でございますが、それはそのとおりだなというふうに思いますが、その環境、場所、そのことについての今後どのようにそのへんのことを対処されているのか、あるいは現状はどうかということも含めて説明をいただきたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 今のご質問にお答えいたしますけれども、あそこの場所については、ご存知のとおり堤防から下がってきて道道に取り付くところに一旦停止の標識

がございますけれども、通常、冬については除雪対象になっておりませんので、あそこは公道という捉え方は私どもしておりませんけれども、ただ一旦停止の標識があるということで皆さん通常通られているんですが、警察との関係では公道との取り扱いという形には本来なっていないんです。

便宜上、町民が使われているという考え方でございますので、現在、一旦停止の標識がございますから、それをやはり使う方は順守いたしまして、今後、気を付けて通っていただきたいという所だと思います。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 確かに町民が交通ルールを順守するというのは、全く論外の話で、当たり前の話なんですけど、しかし、この発生した状況をみますと、例えばこの事故を起こされた方は、たぶん帰り道なのかあるいはいつも使っている道なのか勤務地からこちらの方がより便利なのか、その辺の本人の注意義務違反というのは当然あるんですが、やはりそのところで実態をみますと、確かに一旦停止しないといけません。

しかし、左側の大津サイドから来る時の視界というための確認は、一旦停止ですぐ出て来るといふことにはなりません、現状は、ある程度、車の鼻先が相当道路わき片側まで、道路肩まで来ないと左側の視界は確認とれないという状況に時期的になる時もあります。

ですからそのへんの公道ではありませんから、通っていけませんよというのでしたら遮断すればいいんです。

ところが遮断していませんよね。ですからそれは、やはり最大限にそれらについての考慮したにしても、現状をやはり管理する本町がするのか、あるいは道道ですからこれは道がするのか、あるいは堤防側ですからこれは開発でしょうけれども、そういうところのやはり行政からそういう道とか開発にある程度のこれは報告をされているのかどうかも分かりませんが、いろんな機会をみて、やはり町民の安全を確保するためには、それらの配慮も、これを一つの参考としてやるべきではないかというふうな考えを持ちますので、現状をもう少し綿密に、そのへんの管理もしてはどうかなというところを参考にお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 まず事故発生箇所の図示ということで、お話しがでございます。

今後議員の方が具体的な分かり易い場所の明示ということで担当セクションとこういう図示の在り方については検討させてもらいたいと思います。

それから事故発生場所の見通し、こういうことについてのご指摘を、今、議員がなされてございます。

発生当時につきましては、まだ草丈が伸びてございませんでしたが、確かに議員がご指摘されているとおり昨今、草丈が伸びているというのが現状でございます。

ですから堤防側の方につきましては、取り付け道路から下流の堤防の草刈り等については国、それからその手前の桜堤あたりにつきましては、町が草刈を一部やる。

それと道道の両サイドにつきましては、北海道が草刈を実際やっておりますので、関係セクションを通じながら事故を未然に防ぐような除草、草刈等の要請はしていかなければならないのではないかと、そのように考えてございます。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

したがって、報告第2号は、報告済みとします。

◎ 議案第39号

●小野木議長 日程第6 議案第39号平成20年度豊頃町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長

●熊野総務課長 議案第39号平成20年度豊頃町一般会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,248万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,044万5,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳出からご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

2款総務費において、1項総務管理費に基金積立金101万円、2項徴税费、所得変動に伴う個人道町民税還付金400万円など、合わせて617万2,000円を追加。

3款民生費において、1項社会福祉費、介護保険指定居宅サービス事業者に認知症高齢者グループホーム整備補助金として、1,500万円追加。

障害者自立支援特別対策事業として、当初、庁舎身体障害者用トイレ改修工事請負費として60万円を計上していましたが、オストメイトトイレを購入し設置することとして、備品購入費に組み替えをし、老人保健特別会計繰出金112万1,000円を減額するなど、合わせて1,514万7,000円を追加。

4款衛生費において、1項保健衛生費、5目清掃費、ストックヤード河川横断構造物改修に伴う原材料費として、250万円、2項簡易水道費、簡易水道特別会計繰出金82万円を追加するなど、453万4,000円を追加。

5款農林水産業費において、1項農業費、農道・明渠維持補修費、500万円などを追加、合わせて540万9,000円を追加。

6款商工費において、物産販売所周辺整備費など、160万円を追加。

7款土木費において、2項道路橋梁費、豊頃中学校線舗装補修工事請負費、260万円。

地方道路交付金事業、二宮第1号支線の用地確定測量及び調査設計委託料、170万円。

5項施設費、十弗農業センター駐車場整備工事請負費、150万円。

6項公共下水道費、公共下水道特別会計繰出金、63万2,000円など、合わせて774万7,000円を追加。

9款教育費において、3項中学校費、校舎耐震補強工事請負費、400万円。

校舎前舗装補修工事請負費、267万円。

4項社会教育費において、学校支援地域本部事業費に要する事業として、120万

5, 000円追加するなど、合わせて1, 037万4, 000円を追加。

10款災害復旧費において、カツライ沢川ほか4箇所の災害補修費として、150万円追加するものであります。

以上が、歳出に係る補正の内容であります。これら歳出に伴う歳入につきまして、7ページをお開き願います。

9款地方交付税に、2, 477万5, 000円を追加。

13款国庫支出金に、2項国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等交付金1, 500万円。

安心・安全な学校づくり交付金、289万6, 000円、合わせて1, 789万6, 000円を追加。

14款道支出金に、3項委託金、個人道民税徴収取扱委託金190万円。

学校支援地域本部事業委託金200万円、合わせて390万円追加。

15款財産収入、豊頃町森林組合出資配当金130万5, 000円。

16款寄附金、104万円追加。

19款諸収入、過年度収入、平成19年度老人保健特別会計繰出金精算返還金353万7, 000円など、356万7, 000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7ページ、9款地方交付税。

13款国庫支出金。

14款道支出金。

15款財産収入。

16款寄附金。

19款諸収入。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

9ページ、2款総務費、1項総務管理費。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 公有財産の購入費で、土地取得が2箇所あります。

30万と55万ですが、これも先程と同じような希望というか要望があるんですが、ここをもう少し茂岩のどこで、長節のどこで、どの位の面積かというところが一向に分からない状況なんです。これについてのもう少し詳しい説明と、それから今後については、いかなる土地を取得するにしても、どの場所で、どの位の面積かくらいは、やはり図式説明書として添付すべきではないかと思いますが、質問をさせていただきます。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 土地取得についてお答えをいたします。

まず、茂岩につきましては、農野牛の地番で言いますと254番地、255番地でございますが、現在所有の岩田富三さんが所有しています山林原野3, 739平米で

ございます。

平米当たり約80円になりますが、場所としては、今、山の上に上がっていくロイヤルホテルに上がっていく途中から三町し尿処理場の跡地に向かいまして、堤防沿いにある岩田さんの土地でございます。

現在町としては、そこに土砂捨て場として使用している途中の面積3,739平米でございます。

それから、長節につきましては、長節神社というのがございますけれども、神社を取り囲む大須賀義光さんの土地、山林、保安林でございます。

1万7,176平米でございます。

その奥地につきましては、町有地が全部隣接してまして、国道から大須賀さんの土地、さらには町有地という現況になっておりまして、この土地を取得することによりまして、地続きで町有地になるということでございます。

平米当たり32円でございます。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 やはり、これは町長にお聞きしますが、今の説明を受けて皆さん記録します。ということは、何の目的で、どこで、どの位のものかというのは見当出来ないんですね。

ですからやはり、そのへんは慣れすぎるんでないかな、提案事件にしても、これらについては、30万、55万といっても、これは町民の税金です。

収入みますと、交付税が主です。これは、税金ですよ。そういうものを提案する時に私はやはり、その辺の不親切さでないかなと、不親切だと、説明すればいいという問題ではない。

ということで、重複しますが、何の目的でこの2箇所を、ということを確認にやはり資料に示さないといけないと私は思います。そのへんについての、これはやはり執行者の指導性という問題もあるので、そのへんについて町長にお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 基本的に財産購入については、場所・目的等についてはそれぞれ図面なり、説明資料を作るのが当然かと思っておりますけれども、少額の場合については、今までの経緯で言うと、質問に対してこちらの方である程度説明で省略している、出来るだけ簡素化の予算ということで、今、大崎議員指摘されるように大きなものについては、今後もそういった形でしたいというふうに考えております。

また、目的につきましては、ご承知のとおり、今、茂岩入口の環境整備のために、民間の土地がありまして、どうしてもそれが阻害要因になって、なかなかあそこが、開発なり道からの土砂も搬入出来ないという形でいれる訳でございます。

それからもう1件については、山林につきましては、町有林の隣接する場所でありまして、今後山林を管理するためには、その民有地を購入したほうが非常にこの町有林を管理しやすいという目的で購入した結果でございます。

これからも、そういった意味でご指摘のあったとおり、出来るだけ図面を添付するようにいたしますけれども、少額の場合については、担当課長の説明で省略して今までできておりますから、今後十分内部でも検討して、予算をスムーズに審議していただくためには、そういう形をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 これはあくまでも、議会人が理解するという事は、この事が前もって私どもは、これは事前に詳細については分かりません。

立場上、議会運営委員会を開いた時に、これだけの質問をその場では説明事件提案については、副長が今回したんですが、それについては出来ないんです。

ですから本議会で、聞くよりないと。そのためには、それだけの今、要望している必要書類をやはり添付するという義務をやはり果たしてもらわないと、町民に私どもがこれを説明する時に、何の目的で、どの位の単価で、そしてどこなんだという明確にするという質問があった時には、分かりませんという町民に説明を私どもは出来ない。

従って、大きい面積であろうが、小さい面積であろうが、財産取得をする、財産をこれから売る場合でも、その逆の作業であっても、それらについては、必要最小限の資料は図式でひとつ提案・提示をしていただきたいということを特に要望を含めて、質問をさせていただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今後、そういう形で出来るだけ、ただ何でもかんでも図面付けるとなると、相当資料も膨大になりますし、今、大崎議員がおっしゃるとおり、必要最小限については、今後そういう方向に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 2項徴税費。

3款民生費、1項社会福祉費。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 この箇所、4目の障害者福祉費の中の15節の工事請負費並びに18節の備品購入費ですけれども、当初オストメイトにする為に工事をしなければならぬということ、これを組んだわけですが、これを見ますとオストメイトは、備品購入で対応出来るというふうなふうに理解出来るんですけれども、そのように理解してよろしいんですか。

●小野木議長 和田福祉課長。

●和田福祉課長 当初の予算の中で、110万、オストメイトトイレの設置工事ということで議決をいただいているところです。

この当初予算を調整する段階で、十勝支庁と十分協議を行い工事費として一括計上したわけなんですけれども、その協議を行う際に、オストメイトトイレの購入について補助があるよという道の指導です。

私どもは、それを購入するだけでは設置出来ないで、工事費という形で予算を調整したいと、その明細として工事費の中にオストメイトトイレの購入という項目を設けるのだが、それでよろしいのかということで協議をしたところです。

支庁の方からは、明細があれば購入という明細があれば、工事費でみても構わないということで、協議は整ったところなんです、新年度に入り、札幌の本庁の方からやはり、オストメイトトイレの購入ということでなければ、補助が出ないと、出せないということから110万の工事費の中からオストメイトトイレの購入費を減額し、備品購入費の中でオストメイトトイレの購入費を計上するという組み替えをせざる

をえないということで、今般組み替えの補正ということで、提案させていただきました。

以上です。

●小野木議長 次に進みます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費。

5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 説明をいただきたいです。どういう予算なのかわからないというところがちょっとありまして、清掃費の250万というのは、ストックヤード河川横断構造物改修というのは何でございませうか。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 お答えをいたします。

原材料費250万円につきましては、ストックヤード背負に安骨にございませうけれども、平成12年にこの土地を佐竹さん及び石田さんという方から取得をさせていただきました時に、焼却炉があるところからストックヤード側に皆さん行ったことがあると思うんですが、あそこ渡っております。

あそこについては、その時の土地所有者佐竹さんがボックスカルバートを単純に重ねた状況で通っていたのが装置として使っていたところでございます。

そして現在まで、町としてはその使っていたやつをそのまま使っている訳ですが、16年の地震、さらには、色々な水害等によりまして、常時河川に対しての橋の所のこの直してきております。

それで今も鉄板を若干引いて、大型10トン車が通っているわけですが、非常に危ない状況が実は相当前からあったんですが、これを原材料として、コルゲートパイプ、二重布団箆、鋼矢板等を使いまして、改修するというところでございませう。

その経費として、250万の予算補正をさせていただいたところでございませう。

よろしく申し上げます。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 説明で想像するんです。橋の形状から現状の利用頻度、それから今、課長が説明あったものを何となく想定して質問するんですが、現在そういう鋼板を引いて10トン車が往来しているものについて、この250万を掛けて一部説明ありました内容等で、どのくらい持ちますか。

期限です。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 どのくらい持つかというのは、大災害は別にしてという考え方だろうと思ひますけれども、一般的にこの構造物につきましては、今回エコシスがこの橋を上流に掛けるわけですがけれども、その掛ける時の河川協議として町河川でございませうから河川協議して町の施設課が対応しております。

その河川協議の中での設計のまま、ここに設置する形ですから、耐用年数としては、コルゲートパイプを使ひますので、さらには鋼矢板を使って二重布団箆を下をやりませうので、通常は特別な事がない限り30年、40年というのは大丈夫だというふうに考えております。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 今2回目の説明で、これはやっぱり北海道エコシスが、ここを今度

相当な頻度で使います。

来年度からこれはスタートするわけですが、北海道エコシスがですね、そのためのこれは強度を心配の中でこういうことを提案されたと思うんですね。

ですからコルゲートと鋼矢板をやることについては、強度は持つでしょう。持ちますが、1番最初の説明のように、過去における震災の後遺症、あるいは現在の利用頻度の内容から、ちょっとこれは補修しないといけないと、補強しないといけないというような目的が生まれたからこそ250万円の提案をしているんだらうというふうに思いますが、やはりこのへんは、ある程度の民間の北海道エコシスさんとのどのような調整と、それから行政としての責任、範ちゅうと言いますか、そういうものについての場所的なものから言って、そのへんは協議されていたかを公表出来る内容がございましたら説明していただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 ちょっと私の説明が悪かったと思いますが、この横断構造物の改修は、出来あがった時点でもエコシスは使いません。

ですから橋は2基並ぶような形になりますけれども、今本来うちがストックヤードに使っているところの以前の所有者から受け継いだボックスカルバートの上下したやつを改修してこのシステムにすると。

エコシスはエコシスで別な橋を通りますので、自分で造って、うちのこの造ったやつについては、エコシスは通りませんし、向こうに渡ってからうちの土地に入ることも出来ません。

逆にうちもエコシスの土地に入ることは出来ません。

というような形態を会社との双方で検討した結果の事でございます。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 関連してお聞きしますけれども、前、エコシスの工事をやるということで、あそこで現地で説明を受けたことがあります。

その時に、町のゴミ処理施設の埋め立て側にエコシスの道路を付けるというふうに申していたように思います。並べて。

その通り設計されているというふうに理解してよろしいんですか。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 エコシスの本地に入る形ですけれども、それについては現在の安骨から背負に抜ける町道から直接自分の本地に入るようになりますので、うちの旧焼却炉のそこのところを通るということはありません。

場所としては、現在ある旧焼却炉の裏側の所をちょっと坂道みたくなっています、そこを直接エコシスが入って行く形になりますので、町の本地とは一切関係ないというふうに考えています。

●小野木議長 2項簡易水道費。

5款農林水産業費、1項農業費。

2項畜産業費。

4項水産業費。

6款商工費、1項商工費。

7款土木費、2項道路橋梁費。

5項施設費。

6 項公共下水道費。

9 款教育費、1 項教育総務費。

2 項小学校費。

3 項中学校費。

●小野木議長 3 番菅谷議員。

●3 番菅谷議員 中学校費の中で、校舎の耐震補強工事ということで、400 万円みているわけですが、これらについて通常言っております震度について、どの位の震度を想定されているのかお伺いいたしたいと思います。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 震度としての想定はございませんが、この工事に至るまでの経緯の中で、北海道における耐震診断の判定委員会並びに工事の実施設計においては、耐震改修評定委員会等の実施設計審査を終えた工事ということで考えておまして、手元に耐震補強をしたことによって、どの程度の震度に耐えうるかというような詳細な資料は手元に持っておりません。

申し訳ありません。

●小野木議長 3 番菅谷議員。

●3 番菅谷議員 そういたしますと、耐震診断をした結果というのも分からないんですか。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 中学校の校舎の耐震診断の結果でございますが、アイエスという基準値は、柱と壁の強度から算出される数値でございますが、これが建築基準法で示しております 0.7 という基準値より今回校舎部分については、0.6 という数値が第二次診断の中で出ておまして、これに基づいて耐震補強工事を施さなければならないということで今回の中学校の校舎、普通教室等の方でございますが、これについて耐震補強工事を行うものであります。

●小野木議長 3 番菅谷議員。

●3 番菅谷議員 ただ今の説明ですと、アイエス値が 0.6 ということで、0.7 以上でなければ安心した校舎にならないというような状況でございますけれども、これは工事の内容等について、どういう工事をやられるのかちょっとお伺いいたしたいと思います。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 具体的な工事内容でございますが、先ほど申し上げましたように普通教室等といいますか、職員室と各普通教室、学級が設置されている特別教室以外の棟でございますが、まず 1 階部分でございますが、職員室の廊下側の内壁の一部に耐震壁を設置する。

それから、正面生徒玄関 1 階横にあります 2 階への連絡通路階段室がございますが、その 1 階部分の外壁部分に現在は光を採る窓が設置されておりますが、これを除去して耐震壁を設置する。

それから、給食に係る給食準備室の関係ですが、1 階、2 階とも外壁について耐震スリットと言いまして、溝を掘りこむと言うんでしょうか要するに震度を吸収するための溝という考え方だと思いますが、そういう耐震スリットを設ける工事になっております。

以上です。

●小野木議長 山本教育課長。

●山本教育課長 すいません、先ほど手元に無いと言っておりました内容でございます。

耐震震度については、6強ということでございます。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 いまの関連いたしまして、大体は分かりましたけれども、その教室という部分がたくさんあるようですけれども、全体の何十パーセントくらいが改修しなければならない工事になるのか、お知らせ願います。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 今、申し上げましたようにパーセンテージという表現はちょっと難しいんですが、それぞれ局所的な改修工事でございます、工事期間についても夏休みの間に可能な工事内容というふうに判断しております。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 教室であれば、ほとんど学校というものはだいたい教室だというふうにとらえているんですが校舎というものは、あと給食準備室も含まれているということですから、ほとんどの教室がだいたい改修になっているのではないかというふうに理解しますけれども、それでいかがですか。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 先ほども工事内容等についてご説明したわけでございますが、局所的な改修ということで、生徒の普通教室自体の外壁あるいは内壁等の改修等はしなくてもよいような内容でございます。

以上です。

●小野木議長 4項社会教育費。

5項保健体育費。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

●小野木議長 1番藤田議員。

●1番藤田議員 先ほど質問を忘れてしまいましたけれども、商工費の物産販売所周辺整備費、それについて詳しくお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 答えいたします。

物産販売所の周辺整備でございますが、現在物産販売所を移設しまして、一部駐車場を造らせていただきました。

そちらの西側といいますか、山側の方に向かっていく裸地がございます。

昨年、土砂等を押ささせていただいたところでございますが、現在砂等が多く砂ぼこりが非常に物産販売所の方に押し寄せる、それから凹凸が激しいということもございまして、約4,000平米を整地をさせていただいて、昨年掘削しました、そして置いてあります土砂等を上に被覆をしていきたいということでございます。

●小野木議長 1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 先般、物産販売所周辺を見ますと、土砂が無造作に置かれているという状況の中で、物産をせっかく寄って買いに来られた方については、何かちょっと環境が悪いのかなというふうにも受け取れます。

あの周辺をもう少し整備した形で、中間にありますエコエルクの菜種の工場と合わせた形で環境整備をしたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、そのへんはどのように考えておりますか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 私ども最小限の費用で整備をさせていただいております。

今後の在り方については、十分検討させていただきたいと思っておりますし、今、国道と土砂を埋めている間についても出来るものであれば国道のほうで土砂を埋めていただきたいという要請をしております。

それから、まだ凹凸もありますし全部土砂が埋まっていない状況もございます。

これらにつきましては、年次を掛けて土砂を埋めていただき、そして最終的には、きれいにしたいなというふうに思っております。

それから先ほど、購入をしたいという民地もございますし、そのへんもきちんと購入をいただいて、埋めていただければ、あのへん周辺一帯きれいになるかなというふうに思っております。

今回は出来るだけ簡易な形で、砂が物産販売所に押し寄せないような形の中で最小限のものに留め、最終的には在り方を検討しなければならないというふうに思っております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 ページ数を申し上げまして、2 点ほど一括質問させていただきます。

1 4 ページの件で、ただ今、教育委員会の課長のほうで校舎、屋体等の耐震の件は質問がありましたからその説明については理解できているんですが、実は今回は提案されているのは、屋体とか校舎の耐震調査・強度それらについての一連の提案なんです、合わせて全町民の住宅に対する 2 年前から建築法が申請され改正されておりますが、この民間のあるいはこの庁舎も含めてですが、その建築物に対する耐震、あるいは構造法の改正に伴う本町における町民に対する住宅調査についての行政としての指導は、どの程度までなされているかということをお聞きしたいのが 1 点です。

それから、1 5 ページの工事請負費の中で、旧大津中学校の昇降式水銀等の撤去ということになっております。

これはいずれ旧大津中学校は今年度予算の中に、たぶん私の記憶では解体するという予算を提案されていると思っておりますが、その時にこの撤去というのは同時に出来ないのかどうなのか、また、総合体育館に使われるのかという理解を今しているのですが、そういうようなことを大津中学校の解体に伴った同時撤去は出来ないのかということ、なぜこのように今回、5 5 万 3, 0 0 0 円提案されたのかということもお聞きしたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 ご質問の件でございますが、いわゆる公共施設の耐震震度の件で

ございますけれども、これらについては、担当者レベルではピックアップしまして調査を重ねているところではありますが、さらに今後建築法の改正等も含めた中で再検討を重ねてみたいというふうに考えております。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 ただ今ご質問の2点目でございますが、体育施設に係る工事請負費の件でございます。

議員おっしゃるとおり、今年度旧大津中学校の施設については、解体する運びになってございます。

ただ、大津中学校の体育館に設置されておりました、照明器具が電動による昇降式の照明灯を設置しているということで、現在の総合体育館の丁度アリーナの中央部分にあります照明灯とそれとその側も含めまして、総合体育館の方は昇降式になっておりません。

中央以外の総合体育館の照明器具等については、屋根裏といいますか渡り工作物がありまして、照明灯の取替えが可能なのですが、丁度、中央部分にある照明灯については、電球の取替え等にかかって足場等を設置しなければ、照明の取替えが出来ないという状況でありまして、解体する大津中学校の体育館に設置されております電動昇降式の照明器具を付けることによって、より総合体育館に移設置することによりまして、より照明器具の照明灯の取替え等が手安く出来るという考え方で、今回、大津中学校に現在あります取壊し予定の体育館についております照明器具を総合体育館の方に移設しようとする工事でございます。

なお、工事につきましては、解体工事に合わせまして取外し等については、一応設計等の中では、高所作業車等を解体する大津中学校の中に入れるような状況になった段階で、取外しをしていくということで一応解体工事と一定程度工期内で双方が連動すると言いますか、合間を取りながら、なるべく経費を掛けない形で、取外しをさせていただくという考え方でおります。

以上でございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 そうしますと、今回の提案している55万3,000円というのは、旧大津中学校の現在設置されている物の、取付けされている物の、取外し料とそれから総合体育館に取付けする、移設するという経費という理解でよろしいですか。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 そのとおりでございます。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 よく分からないんですけど、例えば大津中学校は使われなくなっってから何年経っていますか。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 平成4年度末をもって大津中学校については、豊頃中学校と統合になってございます。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 ずいぶん経っているわけですね。危険といいますか、例えば取付けとか何とかということですから、例えば内容はよく分からないんですけど、人が携わるわけですね。

大津地区というのは、非常に塩害の強い地域ですから、この物が木造のものではないと思うんです。金属製のものではないかなと思う訳です。

ですからそういうことで、十分耐えうるのか、新たに設置して、むしろ事故に繋がるような事があつたら大変ですし、ですからそのへんについて見解をお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 この工事に当たりまして、前段で一定程度専門家のご意見、屋内に設置されているものでございますので、まず塩害等の心配は大きく無いものというご判断をいただいております。なお、設置に当たりましては、取外した後にオーバーホール等を掛けまして、今後、総合体育館に設置後になるべく支障が生じないような形で移設を図りたいというふうに考えております。

よろしくご理解いただきたいと思ひます。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 もう一度確認しますが、安全は十分に確保されているというふうに理解してよろしいですね。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 工事については、そのように取計らっていきたいと思っております。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時21分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議案第40号

●小野木議長 日程第7 議案第40号平成20年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

●和田福祉課長 議案第40号平成20年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億121万6,000円と定めるものであります。

この度の補正は、保険給付費の内、介護予防福祉費の必要額を補正するものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

2款保険給付費、2項介護サービス等諸費において、介護予防福祉用具購入費に6万9,000円を追加するものであります。

その財源として、6ページ歳入をご覧ください。

3款国庫支出金に1万8,000円を。

4款道支出金に9,000円を。

5款支払基金交付金に2万1,000円を。

7款繰入金に2万1,000円をそれぞれ追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、3款国庫支出金。

4款道支出金。

5款支払基金交付金。

7款繰入金。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳出について、質疑を受けます。

7ページ、2款保険給付費。

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第41号

●小野木議長 日程第8 議案第41号平成20年度豊頃町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

●和田福祉課長 議案第41号平成20年度豊頃町老人保健特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,431万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,126万5,000円と定めるものであります。

この度の補正は、平成19年度の決算精査等に伴う補正であります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費において、共同電算処理に10万円追加するなど12万円を追加。

2款医療諸費、1項医療諸費において、医療給付費から1,000万円を減額するなど960万円を減額。

3款諸支出金、1項償還金において、平成19年度支払基金・国庫及び道負担金等精算返還金として2,025万9,000円を追加。

2項繰入金において、平成19年度一般会計繰入金精算返還金として353万9,000円追加するなど2,379万8,000円を追加するものであります。

その財源として6ページ歳入をご覧ください。

1款支払基金交付金から784万7,000円を。

2款国庫支出金から496万円を。

3款道支出金から124万円を。

4款繰入金から112万1,000円をそれぞれ減額し、5款繰越金に2,374万5,000円を。

6款諸収入に574万1,000円をそれぞれ追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、1款支払基金交付金。

2款国庫支出金。

3款道支出金。

4 款繰入金。

5 款繰越金。

6 款諸収入。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8 ページ、1 款総務費。

2 款医療諸費。

3 款諸支出金。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 4 2 号

- 小野木議長 日程第 9 議案第 4 2 号平成 2 0 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

- 石塚施設課長 議案第 4 2 号平成 2 0 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1, 4 0 2 万 5, 0 0 0 円と定めるものであります。

補正の内容として、歳出からご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

1 款総務費に国道 3 8 号線統内盛土防災工事水道本管移設等補償工事費 4 7 0 万円を追加するものであります。

次に、6 ページ歳入をご覧ください。

3 款繰入金に 8 2 万円を追加。

5 款諸収入に本管移設等補償費 3 8 8 万円を追加するものであります。
以上でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。
6 ページ、3 款繰入金。
5 款諸収入。
歳入全般について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 次に、歳出について質疑を受けます。
7 ページ、1 款総務費。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、議案第 4 2 号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 4 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 4 3 号

- 小野木議長 日程第 1 0 議案第 4 3 号平成 2 0 年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

- 石塚施設課長 議案第 4 3 号平成 2 0 年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 6 6 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6, 7 0 5 万 4, 0 0 0 円と定めるものであります。

補正の内容について、歳出から説明いたします。

7 ページをご覧ください。

1 款総務費に国道 3 8 号線幌岡盛土防災工事下水道管移設等補償費等 2, 6 6 3 万 2, 0 0 0 円を追加するものであります。

次に、6 ページ歳入をご覧ください。

3 款繰入金に 6 3 万 2, 0 0 0 円を追加。

5款諸収入に下水道管移設等補償費2,600万円を追加するものであります。
以上でありますので、よろしくご審議お願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。
6ページ、3款繰入金。
5款諸収入。
歳入全般について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、歳出について質疑を受けます。
7ページ、1款総務費。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、議案第43号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎ 陳情の委員会付託

- 小野木議長 日程第11 陳情の委員会付託を行います。
本日までに受理した陳情は、お手元に配布しました陳情文書表のとおりです。
陳情文書表を職員に朗読させます。
佐藤事務局長。

●佐藤事務局長
陳情文書表

受理 番号	受理 年月日	件名	請願者の住所及び氏名	付託委員会
3	平成 20. 5. 20	国による公的森林整備の 推進と国有林野事業の健 全化を求める要請	帯広市東9条南14丁目2-2 林野労組北海道地方本部帯 広分会 執行委員長 中村吉美	産業厚生 常任委員会
8	平成 20. 6. 2	最低賃金の引き上げと制 度のさらなる改正、中小企 業支援を求める陳情	帯広市東11条南9丁目1-27 道労連十勝ブロック協議会 議長 澤村 豊	産業厚生 常任委員会
9	平成 20. 6. 4	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情	豊頃町茂岩本町125番地 連合北海道豊頃地区連合会 会長 岡崎喜好	産業厚生 常任委員会
10	平成 20. 6. 4	勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネット再構築に関する陳情	豊頃町茂岩本町125番地 連合北海道豊頃地区連合会 会長 岡崎喜好	産業厚生 常任委員会
11	平成 20. 6. 4	2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情	豊頃町茂岩本町125番地 連合北海道豊頃地区連合会 会長 岡崎喜好	総務文教 常任委員会

以上です。

●小野木議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会議決

●小野木議長 日程第12 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、6月19日から同月23日までの5日間、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、6月19日から同月23日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時37分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員